

連載『福祉社会の経済学』：その 10
ベーシック・インカムの実行可能性

吉原直毅

一橋大学経済研究所 現代経済研究部門

2009 年 1 月

1. ベーシック・インカム

本誌 8 月号における本連載でも指摘したように、近年の主要先進諸国における共通の特徴として、非正規雇用労働者比率の拡大と正規労働者階層における労働時間の拡大などを背景としたワーキング・プア現象など、「新しい貧困化」が顕著な問題になっている。また日本においては、そもそも働いて収入を得る条件の下にない市民への福祉的政策も、2006 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」など自立的支援制度・運用の見直しが検討される一方、生活保護制度に関しても生活保護費の削減や老齢加算や母子加算の「就労支援」を条件とする 3 年段階的廃止などが行われてきている為、貧困化問題は働く能力・条件のある諸市民に限定された問題ではない。現在の世界的な金融危機以降の急激な景気悪化の下で、非正規雇用労働者層を中心に、主要産業における人員削減・解雇や就職内定の取り消しという現象もあって、貧困化問題はジャーナリズムにおいても政治的課題としても無視できなくなってきた。もっともこの問題は、今回の金融危機以降の景気悪化が本格化する以前からすでに存在しており、景気対策によって解決される問題であると矮小化して認識すべきではないだろう。

本誌 8 月号の本連載でも指摘したように、この問題への 1 つの典型的な対応策は規制緩和や構造改革の一層の推進による経済成長促進策であった。それは市場競争力のある個人や企業が生み出すパイを大きくする事を通じて、そのおこぼれが市場競争力の無い個人や貧困者へと施される事によって、結果的に彼らの状態も改善されるだろうという、トリックルダウン説によって正当化されてきた。本連載は、トリックルダウン説に理論的根拠を与える規範的立場として経済的厚生主義に基づく諸議論を紹介し、さらにそれらに対する批判的代替理論として、近年発展してきている非厚生主義的な厚生経済理論の幾つかを紹介してきた。貧困化問題に対する、非厚生主義的な経済理論から導かれる 1 つの処方箋は、先月号でも紹介した実質的機会の平等原理に基づく教育政策・人的資本投資政策であろう。これは現在世代における貧困層の世代に跨る再生産という傾向を抑制する意図を持つ。また、教育政策が単に非労働力人口の若年層を対象とするのみでなく、現役の労働力人口層を対象とした「再教育・職業訓練」制度に関する諸政策をも含むならば、それは不幸にして非正規的職種を転々としてきた結果、生活を営むに十分な賃金収入を確保できるだけの十分な労働スキルの蓄積・陶冶をする機会に恵まれなかった青成年層に貧困から

の脱出の機会を与える意図をも持つだろう。しかしながら、他方でいかなる有効な再教育プログラムの遂行によっても解決の困難が展望されるような、尚残る貧困層 例え身寄りのない高齢者や母子家計など におけるベーシック・ニーズの剥奪状態も無視し得ないわけで、これら安定した職業に就いて収入を確保する条件を備えていないような人々におけるベーシック・ニーズを保証する為には、人的資本投資的政策とは別に独自の所得再分配制度が依然として必要不可欠である。そのような再分配制度として近年、注目されている議論が**ベーシック・インカム**制度である。

ベーシック・インカムとは、通常の最低所得保証制度に対して「就労に基づく給付」の条件づけを要請する**ワークフェア**とは対極的に、無条件給付を特徴とする。¹すなわち、それは当該社会の政府によって全ての社会の構成員に賦与される所得であり、(1)その個人が労働市場に参入し就労する意欲を持っているか否かに関わり無く、(2)その個人が富者であるか貧困者であるかに関わり無く、(3)その個人が誰と住んでいるかに関わり無く、そして、(4)その個人の居住地域がいずれかであるかに関わり無く、支給されるものである。これは日本の生活保護制度などの最低所得保証制度と、以下の点で異なる。最低所得保証制度における福祉受給者は、(1)疾病や何らかのハンディキャップのためにそもそも就労することが出来ないか、もしくは就労する意思を持っていないながら失業などのため、現在就労していない旨を証明しなければならない(ワークテストの存在)、(2)国からの受給に値するほどに、十分な所得の源泉を持たない旨を証明しなければならない(資力調査の存在)、(3)受給に値するとしてもどの程度の受給に値するかは、その個人の属する家計構成、及び、その個人の居住地域の特性に依存して決定される。

またベーシック・インカムは、ミルトン・フリードマンなどが提唱したいわゆる「**負の所得税**」とも、主にその手続き的性格において違いがある、とされる。すなわち、第一に、ベーシック・インカムにおいては一定の所得が全ての個人に事前に与えられ、その上に各自が自由に所得を増やすべく経済活動をする事が可能であると考えられるのに対して、負の所得税は勤労所得額が一定以下の場合に限って事後的に給付される。第二に資力調査の実施を伴う負の所得税に比して、ベーシック・インカム政策はその行政的執行費用の面で安上がりである事が期待され、ひいては給付の維持可能な水準がより高くなる事が期待される、と理解されている。もっとも、この第二の行政執行費用の観点を除けば、ベーシック・インカムも負の所得税も、その所得再分配の帰結的機能としての違いは存在しない。したがって、本稿では所得再分配の帰結的機能に関心を集中させる事によって、ベーシック・インカムと負の所得税とを事実上、同一視して以下、論ずる事にしたい。

その場合、ベーシック・インカムとは就業による収入(ないしは課税前所得)がゼロであるような個人が受け取る課税後所得の事を意味し、したがってベーシック・インカム制度とはそのような所得額を正とするような所得再分配制度として、とりあえず理解する

¹ ベーシック・インカムとワークフェアに関する、政治学の立場からの比較分析としては、宮本(2004)がコンパクトな解説を提供している。

事が出来る。問題は、課税前所得がゼロである個人に対してどれだけのベーシック・インカムを保証すべきかである。これは、資源配分の効率性や就労収入が正である個人たちの就労インセンティブとの整合性を考慮しつつ、配分衡平性に関する何らかの基準を用いて社会的に意思決定しなければならない問題である。本稿ではまず、ベーシック・インカム制度が満たすべき規範的基準について論じ、そのような基準を満たす資源配分の性質について論ずる。また、そのような資源配分を結果的に実現するような課税ルールについて論ずる事としたい。

2. ベーシック・インカム制度の規範的基準

ベーシック・インカム制度の規範的基準はヴァン・パレース[van Parijs (1995)]によって提唱された。彼によれば、「公正な社会(just society)」とは自由な社会 個人的自由が保証された社会 である。² そこで言われる「自由な社会」の理念とは、個人的主権の下に、個人がしたいと欲するであろうどんな事であれ、行う自由(the freedom to do whatever one might want to do)をもつことである。その種の個人的自由は、いかなる他の主体が行使する強制や脅迫・暴力による個人的行為への制約からの自由としての、個人の権利 自己所有権 の確立を含意するのみならず、実質的自由(real freedom)をも視野に入れられる。実質的自由とは、個人の権利の確立・確保に言及するのみならず、個人が為したいと欲するであろう事を実際にどの程度、為す事が出来るか、為したい事の実現手段をどの程度、確保しているかにも関わる。ある個人の実質的自由は、その個人に開かれている選択可能な人生の機会集合として定式化されよう。それは質的にはその集合が定義される空間によって規定され、量的にはその集合の「大きさ」によって規定される。³ ヴァン・パレースに拠れば、このような意味での実質的自由を全ての個人に出来るだけ多く与える事(real freedom for all)こそが、自由な社会の条件である。それは、さらに辞書的に優先順序をもって要請される以下の 3 条件によって規定される。すなわち、第一に、強制や暴力などによる侵害なしに諸権利がうまく執行されるような構造が存在すること(権利に関する安全保障の確立)であり、第二に、第一の条件の制約下で、個人の自己所有権が確立・確保されていることであり、第三に、以上の 2 条件の制約の下で、各個人は己が為したいと欲するであろうどんな事であれ、それを為すための最大限可能な機会が保証されていることである。

この第三の条件における「最大限可能な機会の保証」は、保証される機会集合に関して最も不遇な個人のそれが最大化されるように、機会集合のマキシミン配分として定式化される。⁴ ところでちょうど先月号における「教育的達成における機会の平等論」の議論においてそうであったように、一般に個々人の機会集合は当該社会に存在する個々人の才能

² Van Parijs, P. (1995 ; Chapter 1).

³ ちょうど先月号で論じた潜在能力の質的内容が機能空間によって定義され、その量的内容が潜在能力の集合としての「大きさ」によって定義されていたように、実質的自由の機会集合も同様に定義する事が出来るだろう。

⁴ ヴァン・パレース[van Parijs (1995)]の定式では、厳密には機会集合のレキシミン配分であるが、ここではレキシミンとマキシミンの違いは無視して構わない。

や技能の程度、並びに当該社会の経済力(技術的生産力)や資源配分方法に依存することになる。このうち前二者は社会にとっての外生変数であるが、最後の「資源配分方法」は社会の決定変数である。したがって、実質的自由な社会の第三の条件は、適切な資源配分メカニズムの設計を要請するものとして解釈される。同様に、ベーシック・インカム制度とは、「いかなる市場活動を開始するにも有用な活動の実質的機會」を機会集合のマキシミン配分として賦与する為の経済的資源配分メカニズムとして定義されるのである。

経済的資源配分問題及びそのメカニズムについて議論する為に、以下のような経済モデルを導入しよう。労働の投入によって1つの財(コーン)が生産されるような生産経済を想定する。各個人 $i \in N$ はその労働スキルの違いを反映した、一般に互いに異なる賃金率 $w_i \geq 0$ に直面している。したがって、単位時間当たり賃金 w_i の個人 i が l_i 労働時間を提供するならば、そのとき彼の事前的所得は $w_i l_i$ となる。全ての個人は最大限で労働時間 1 を供給できる。他方、各個人のコーン消費量は $y_i \geq 0$ である。また、各個人 $i \in N$ は効用関数 $u_i(l, y)$ によって特徴付けられており、彼の効用水準は、消費量 y が多ければ多いほど、そして労働時間 l が少なければ少ないほど、高くなるとしよう。また、通常のマクロ経済学の想定と同様に、効用関数は連続であり、かつ、準凹であるとしよう。さらに、各個人の効用関数は以下の様な境界条件を満たす: 任意の $l, l' \in [0, 1]$ 、及び任意の $y > 0$ に関して、常に $u_i(l, y) > u_i(l', 0)$ である。1つの経済環境は各個人を特徴付けるパラメーター (u_i, w_i) のプロフィール $e \equiv (u_i, w_i)_{i \in N}$ によって特徴付けられる。1つの資源配分 z は、各個人の労働時間供

給とコーン消費量(=事後的所得)のプロフィール $(z_i)_{i \in N} \equiv (l_i, y_i)_{i \in N}$ である。また、経済環境

$e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ の下で、資源配分 z が条件 $\sum_{i \in N} y_i \leq \sum_{i \in N} w_i l_i$ を満たすとき、そのような配分は実行可能であると言う。経済環境 e の下で実行可能な配分の集合を $Z(e)$ で表す。経済環境

$e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ の下で、ある実行可能な資源配分 z がパレート効率的であるとは、任意の実

行可能配分 $z' = (z'_i)_{i \in N} \in Z(e)$ に関して、ある個人 $i \in N$ が $u_i(z'_i) > u_i(z_i)$ であるならば、別の

個人 $j \in N$ が存在して $u_j(z'_j) < u_j(z_j)$ となる事である。経済環境 e の下でのパレート効率的

な配分の集合を $P(e)$ で表す。

各個人は、何らかの経済活動があるルールの下で選択し、その選択結果の組み合わせによって、何らかの実行可能配分が決まるものとする。そのようにして経済的資源配分を社会的に決定する仕組みを配分メカニズムと呼ぶ事にしよう。それは形式的には以下の様に定義される。各個人 $i \in N$ の経済的活動は一般に $a_i \equiv (l_i, m_i)$ で表される。この意味は、個人 i は l_i 労働時間を供給し、 m_i というメッセージを発する、という経済的活動である。メ

ッセージの内容は、例えば y_i 量のコーンを需要する、単位時間当たりの事前的所得(賃金率)は w_i である、等々である。そのような経済的活動の許容集合を $A_i \equiv [0,1] \times M_i$ で表す。ここで $[0,1]$ は、各個人の可能な労働時間供給量の集合を意味し、他方、 M_i は許容なメッセージの集合を表す。メッセージの内容がコーンの需要量と賃金率である場合、 $M_i = \mathbf{R}_+ \times \mathbf{R}_+$ となるだろう。ここで $A \equiv \times_{i \in N} A_i$ と記せば、配分メカニズムは関数 $g: A \rightarrow ([0,1] \times \mathbf{R}_+)^n$ であっ

て、これは各経済的活動のプロフィール $\mathbf{a} \equiv (a_i)_{i \in N} \in A$ に対して、1つの資源配分 $g(\mathbf{a}) = \mathbf{z}$ を割り当てる。各個人はこの配分メカニズム g を受容し、その所与の下、現在の経済環境 $e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ において自分の効用が最大になるように経済的活動を選択する。ここで経済環

境 $e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ における 1つの実行可能配分 $\mathbf{z} \in Z(e)$ が、ある経済的活動のプロフィール $\mathbf{a} \in A$ の下で $g(\mathbf{a}) = \mathbf{z}$ であって、かつ、任意の個人 $i \in N$ に関して、

$$\forall a'_i \in A_i, \mathbf{z}' = g(a'_i, \mathbf{a}_{-i}),^5 \quad u_i(z_i) \geq u_i(z'_i) \quad (1)$$

であるときに、この配分 \mathbf{z} は、**経済ゲーム** (e, g) の下での**ナッシュ均衡配分**と呼ばれる。すなわちそれは、配分メカニズム g の下で、現存の経済環境において、各個人は他者の経済的活動を所与として、自分の効用を最大にするように自らの経済的活動を選択するのであり、そのような選択行動の**ナッシュ均衡**⁶において実現される実行可能配分の事である。このナッシュ均衡配分こそが、所与の配分メカニズムの下、各経済環境において社会的に決定され、遂行される実行可能配分であると解釈することが出来る。以下では、ベーシック・インカム制度を1つの配分メカニズムとして定式化する。また、配分メカニズム g の下で、各経済環境 e におけるナッシュ均衡配分の集合を $\varphi^g(e)$ で表す事にしよう。

上記のパレースの「自由な社会」の条件論に基づけば、配分メカニズムの是非に関する議論に先立ってまず安全保障の確立が要請されるであろう。ここではこの問題は解決済みのものと前提して、第二の条件である「自己所有権」と両立的な配分メカニズムが満たすべき性質の議論から始めよう。上記のように定式化された経済的資源配分問題の下では、自己所有権とは以下の2つの条件によって定式化されよう。第一に、経済的意思決定における個人の自律性の保証である。それは政治的自由の保証は当然の上、職業選択の自由や労働選択の自由(=契約的同意に基づかないような強制的労働からの自由)などを含む。第二に、己の才能や技能など生産要素の自由な処分の結果としての経済的成果に対する専有権である。第一の条件は、以下の様に定式化されよう：

⁵ ここで、 $(a'_i, \mathbf{a}_{-i}) \equiv (a_1, \dots, a_{i-1}, a'_i, a_{i+1}, \dots, a_n)$ である。

⁶ ナッシュ均衡概念のより詳細な説明に関しては、本誌の連載、清野(2008)を参照の事。

労働主権(LS): $\forall \mathbf{a} = (l_i, m_i)_{i \in N} \in A, \exists \mathbf{y} = (y_i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n$ s.t. $g(\mathbf{a}) = (l_i, y_i)_{i \in N}$.

すなわち公理 LS とは、いずれの個人も、己の選択した労働時間がそのまま資源配分の帰結として実現されるべき事を要請する。換言すれば、己の選択した労働時間と異なる労働時間の供給を、社会的に強制されはしない事を意味する。他方、第二の条件の定式化は多様であり得るが、最も強い要請は以下の様に定式化されよう:

自然的報酬の原理(NR): $\forall e = (u_i, w_i)_{i \in N}, \forall \mathbf{z} = (l_i, y_i)_{i \in N} \in \varphi^g(e), \forall i \in N, y_i = w_i l_i$.

すなわち、任意の経済環境において、配分メカニズムによって遂行される実行可能配分は、事前的所得と事後的所得とが一致するような、再分配ゼロな性質を持つべきであることを、公理 NR は要請する。この公理が満たされている下では、各個人は己の労働スキルの自由な利用・処分によって獲得した経済的成果 $w_i l_i$ を領有する権原が保証されている。これはまさにジョン・ロックの「但し書き」条件を定式化したものに他ならない。すなわち、収穫一定の生産技術体系であるという意味で、労働以外の生産要素として利用される外的資源の稀少性が存在しないような環境の下では、各個人は己の労働成果の領有が認められる、というのがロックの「但し書き」条件である。その条件が満たされた配分メカニズムの下で、各個人は自己の効用を最大化するように労働時間を選択し、その成果を取得する状況がナッシュ均衡配分を構成する事を、公理 NR は要請しているのである。

ジョン・ロック及びロバート・ノージック[Nozick (1974)]等のリパータリアンの私的所有権論においては、自己所有権に関する上記 2 つの公理は不可避の必要条件である。しかしながら、公理 NR の要請は原理的にベーシック・インカム制度とは相容れない。なぜならば、自然的報酬とは、諸個人が市場で得た収入を意味する事に他ならず、したがって、市場的価値のある労働スキルを有さない(すなわち $w_i = 0$)個人や、ないしは不況による失業等、何らかの環境的要因の為に労働時間がゼロであるような個人は、市場における収入 (= 事前的所得) がゼロとなるが、彼らの事後的所得がゼロのままであることを公理 NR は要請する。他方、ベーシック・インカムとはそのような諸個人の事後的所得を正の値とするような再分配制度であったから、明らかに公理 NR は満たされない事になる。実際、ヴァン・パレーズが自己所有権の優先的保証を主張する際に意図していた事は、公理 LS を満たすような配分メカニズムの要請であって、公理 NR の要請は明確に否定している。⁷ 他方、公理 LS の要請は、個々人の労働時間の決定が、労働市場を媒介にして行われている制度的諸条件の下にあるならば、原則的に保証されている、と解釈できるものであり、それ

⁷ したがって、彼の主張する「自己所有権」とは、ジョン・ロールズの「正義の第一原理」[Rawls (1971)]が規定する内容に近いものである。例えば、Van Parijs (1995; p. 235; NOTES Chapter 1, 8.)を参照せよ。

は配分メカニズムが所得再分配を伴う性質のものである場合とも、ない場合とも、両立する。

自己所有権に関連する公理 LS を満たすという制約の下で、実質的自由な社会の第三の条件を満たすような配分メカニズムを考察するのが次の課題である。そのような条件として 2 つの公理を考察しよう。1 つは、ヴァン・パレーズが提唱した**非優越的多様性 (Undominated Diversity [van Parijs (1995)])**という公理である。ヴァン・パレーズに拠れば、個人の機会集合に関する評価は、競争均衡価格で定義された彼の**予算集合**に関する評価によって定義される。⁸ ある配分 $\mathbf{z} = (z_i)_{i \in N} = (l_i, y_i)_{i \in N} \in \varphi^g(e)$ が遂行されるとき、賃金率 w_i である個人 i が仮に労働時間ゼロである場合に受け取るであろう所得を $y_i^* \equiv y_i - w_i l_i$ で定義する。すると彼の予算集合は

$$B(w_i, y_i^*) \equiv \{(l, y) \in [0, 1] \times \mathbf{R}_+ \mid y - w_i l \leq y_i^*\} \quad (2)$$

で定義される。ここで個人 i の予算集合を規定する賃金率 w_i は、当該社会にとっての外生変数であるのに対して、 y_i^* は配分メカニズム g の決定に対応して定まる、社会にとっての内生変数である。ここで、個人 i の予算集合に関する任意の個人 j による評価は、彼の効用関数 u_j を用いて定義される 1 種の間接効用⁹

$$v_j(B(w_i, y_i^*)) \equiv \max_{z \in B(w_i, y_i^*)} u_j(z) \quad (3)$$

によって与えられるものとしよう。そのとき、非優越的多様性は以下の様に定義される：

非優越的多様性(UD): $\forall e = (u_i, w_i)_{i \in N}, \forall \mathbf{z} = (l_i, y_i)_{i \in N} \in \varphi^g(e), \forall i, j \in N,$

$$\exists k \in N \text{ s.t. } v_k(B(w_i, y_i^*)) \geq v_k(B(w_j, y_j^*)).$$

すなわち、配分メカニズムが非優越的多様性(UD)を満たすとは、そのメカニズムの下で遂行されるナッシュ均衡配分においては、その配分の実行に際して暗黙裡に賦与される各個人の予算集合をそれぞれが評価して、全員一致してある個人の予算集合が他の個人の予算集合よりもより望ましいという事態は生じない事を意味する。各個人の享受する予算集合に関する相対的評価は多様であり得て、当該社会の各個人ごとに一般に異なり得る。にも拘らず、仮に全ての個人が、その各々の多様な基準に基づいて評価して、ある個人 i の予算集合が他の個人 j の予算集合よりも劣ると判断されたとすれば、それは個人 i の実質的自由

⁸ Van Parijs (1995 ; Section 2.6)を参照せよ。厳密に言えば、個人の初期賦存資源ベクトルの競争均衡価格による価値額によって、機会集合の評価と見做す事をヴァン・パレーズは提唱しているが、それは経済学的に言い換えれば、予算集合の評価を以って、実質的自由への機会集合に関する評価と見做す事に他ならない。

⁹ すなわち、実質的自由の機会集合としての予算集合は、各個人の主観的な効用関数に基づいて評価される。これは、各個人の主観的な効用関数が、「彼にとっての善き人生」についての彼自身の構想を表していると想定できるからである。

の機会集合は個人 j の実質的自由の機会集合よりも劣悪であると、社会的にも判断せざるを得ないかもしれない。公理 UD は、このように、ある特定の個人が明らかに他の個人に比べて不遇な境遇にあるような状態を排除する資源配分の実現を要請している。¹⁰

上記の公理 UD は、人々の実質的自由の機会集合を予算集合によって代表させる場合には、確かに機会集合のマキシミン配分を導くと解釈可能である。ここで機会集合のマキシミン配分という性質をより直裁的に見る為に、以下の公理を取り上げる：

集合-包含的非優越性(SIU): $\forall e = (u_i, w_i)_{i \in N}, \forall z = (l_i, y_i)_{i \in N} \in \varphi^s(e), \forall i, j \in N,$

$$B(w_i, y_i^*) \not\subset B(w_j, y_j^*).$$

すなわち公理 SIU は、メカニズムの下で遂行されるナッシュ均衡配分においては、各個人の予算集合の相対的望ましさを集合の包含関係 \supseteq に基づいて評価する状況を想定する限り、いずれの個人の予算集合も他者の予算集合よりも優越する事態が生じない事を要請するものである。これは機会集合のマキシミン配分を実現させる為の最小限の必要条件である。すなわち、機会集合のマキシミン配分を実現する前提として、異なる機会集合の間での順序関係が構成されねばならないが、その様な順序付けの仕方は一般に多様であり得る。¹¹ しかしいかなる順序関係といえども、少なくとも予算集合間で集合-包含関係 \supseteq に基づく評価が確定する場合には、その評価を尊重するような性質を保持すべきであろう。実際、間接効用関数 v_i もそのような性質を持つのであり、よって、 $B(w_i, y_i^*) \supseteq B(w_j, y_j^*)$ ならば

$v_k(B(w_i, y_i^*)) \geq v_k(B(w_j, y_j^*))$ である事が、任意の $k \in N$ に関して、成立する。したがって、

少なくとも集合の包含関係で評価して、ある個人の機会集合が他の個人のそれよりも劣位にあると判断される場合には、機会集合に関するあらゆる順序関係で評価しても、同様の結論が導かれるだろう。そのような優越関係が生じる状況は、機会集合のマキシミン配分が実現されていない事を意味する。したがって、機会集合に関するいかなる順序関係を適用した場合であれ、その評価の下での機会集合のマキシミン配分を保証する様なナッシュ均衡配分を遂行する配分メカニズムは、必ず公理 SIU を満たさなければならない。¹²

最後に配分メカニズムの満たすべき望ましい性質として、それによって遂行される資源配分の効率性を要請する事にしよう。すなわち：

¹⁰ 公理 UD は、均衡配分についての 1 代表的基準である無羨望条件[Foley (1967)]を弱めた基準であると解釈できる。無羨望条件については、奥野・鈴村(1988)の 35 章を参照の事。

¹¹ 例えば、公理 UD において用いられる各個人の間接効用関数 v_i も予算集合としての機会集合の順序関係の 1 つを表すものであるが、個人の主観的効用関数に基づいて定義されるそのような順序関係自体、個人間で異なり得る。

¹² 公理 UD を満たす配分メカニズムもまた、公理 SIU を必ず満たす事を確認できる。

パレート最適性(PO): $\forall e = (u_i, w_i)_{i \in N}, \varphi^s(e) \subseteq P(e)$.

この公理 PO は、所得再分配の結果は配分効率性と両立的なものでなければならない事を要請する。

以上より、我々の第一の関心は、公理 LS、公理 UD、及び公理 PO の 3 つの条件を共に満たすような配分メカニズムである。しかしながら、不運にも、この 3 つの条件を全て満たすような配分メカニズムは、一般に存在しない。¹³ そこで第二に、公理 LS、公理 SIU、及び公理 PO の 3 つの条件を共に満たすような配分メカニズムの可能性を探ってみよう。幸いにして、そのような配分メカニズムは存在する。その事を見る為に、今、当該社会が参照すべき、消費財ベクトルに関する効用関数 \tilde{u} が存在するとしよう。この**社会的参照効用関数** \tilde{u} は、配分メカニズムの決定に先立って、何らかの社会的意思決定プロセスを通じて選出されたものであると考えられる。ここで(3)式の定義に準じて、社会的参照効用関数に基づいた機会集合の評価値を

$$\tilde{v}(B(w_i, y_i^*)) \equiv \max_{z \in B(w_i, y_i^*)} \tilde{u}(z) \quad (4)$$

で定義する。今、任意の経済環境 $e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ におけるパレート効率的配分 $z \in P(e)$ が、それに対応して(2)式に基づいて定義される予算集合のプロフィール $(B(w_k, y_k^*))_{k \in N}$ に関して条件:

$$\forall i, j \in N, \tilde{v}(B(w_i, y_i^*)) = \tilde{v}(B(w_j, y_j^*)) \quad (5)$$

を満たすとき、配分 z を**経済環境 e における \tilde{u} -参照厚生等価的配分**と呼ぶ。¹⁴

【図 1 挿入】

そのような配分は図 1 のように描写される。そこでは 3 人の個人がいて、それぞれの労働スキルを反映した賃金率が $w_1 < w_2 < w_3$ という関係を以って与えられている。他方、それぞれの効用関数は無差別曲線 u_1, u_2, u_3 で表されている。図 1 で描かれているように今、資源配分は (z_1, z_2, z_3) で与えられている。第一に、この配分は実行可能である。なぜならば、個人 i の消費ベクトル z_i の無差別曲線 u_i に、点 z_i で接する傾き w_i の直線の b-切片の高さが y_i^* を意味するのであるが、図 1 では $y_1^* + y_2^* + y_3^* = 0$ となるように描かれている。ところで、点 z_i で接する傾き w_i の直線の性質より、各個人 i に関して $y_i = w_i l_i + y_i^*$ となっている。した

¹³ この不可能性を齎す原理について、本連載では詳細に説明する場はないが、関心のある読者は後藤・吉原(2004)を参照されたい。

¹⁴ この資源配分は Fleurbaey and Maniquet (1996)によって提唱された。また、このような実行可能配分がここで定義するような経済環境の下で常に存在する事についても、Fleurbaey and Maniquet (1996)が論証している。

がって、 $\sum_{i=1}^3 y_i = \sum_{i=1}^3 w_i l_i + \sum_{i=1}^3 y_i^*$ が成立するが、 $\sum_{i=1}^3 y_i^* = 0$ より、配分 (z_1, z_2, z_3) の実行可能性が確認される。第二に、この配分はパレート効率的である。なぜならば、全ての個人 i に関して、消費財ベクトル z_i 上での彼の限界代替率は、彼の労働の限界生産性を表す w_i に等しいからである。第三に、点 z_i で接する傾き w_i の直線とは個人 i に暗黙裡に賦与された予算集合 $B(w_i, y_i^*)$ の境界を表す事より、図 1 において描かれている社会的参照効用関数 \tilde{u} の無差別曲線が 3 人の予算集合それぞれと接している状況は、配分 (z_1, z_2, z_3) において条件(5)式が成立している事を意味する。以上より、図 1 は 1 つの \tilde{u} -参照厚生等価的配分の描写に他ならない事が解るだろう。

この図 1 より伺われるように、任意の \tilde{u} -参照厚生等価的配分は公理 SIU の要請を満たす性質を持っている。実際、全員の予算集合が社会的参照効用関数で評価して、無差別となるような状況は、集合-包含関係 \supseteq で評価して、個々の予算集合間に優劣関係が成立している場合には、起こり得ない。したがって問題は、公理 LS を満たすような配分メカニズムであって、それが遂行するナッシュ均衡配分が、常に \tilde{u} -参照厚生等価的配分と一致するような性質を満たす、そのようなメカニズムが存在するか否かである。幸いにして、厚生経済学における最新の研究成果に基づけば、そのような配分メカニズムは存在する事を確認できる。そのようなメカニズムがいかなるものであるかを本稿において詳細に解説する余裕はないが、興味のある読者は Yamada and Yoshihara (2007) を参照されると良いだろう。¹⁵

以上の議論より、公理 LS、公理 SIU、及び公理 PO を満たす配分メカニズムが存在するという事は、ヴァン・パレースによって提唱された上述の規範的諸基準に整合的にベーシック・インカム制度を構想する事が、少なくとも理論的には可能である事を意味する。ベーシック・インカム制度が齎す所得再分配は、それが公理 SIU を満たす限り、実質的自由の機会に関して最も不遇な個人の状態を最大化させるという性質を有すると解釈可能であるが、そのような所得再分配は人々の就労インセンティブと相容れない、としばしば言われてきた。しかしそのような主張は以下の意味で、理論的には根拠のない主張である。第一に、公理 LS、公理 SIU、及び公理 PO を満たす配分メカニズムによって遂行される実行可能配分は、それはナッシュ均衡配分であるという意味で、誘因両立的性格を有している。第二に、その配分はパレート効率的であるという意味で、経済的効率性の喪失を伴うような意味での就労インセンティブの阻害という事態を意味はしない。実際、その配分の下で実現されている労働時間供給以上の就労時間を要請する事はパレート劣位な配分に移

¹⁵ 厳密に言えば、Yamada and Yoshihara (2007) は考察するメカニズムのクラスを限定した上で、人々の実質賃金率プロフィールに関する情報が社会で共有されていて、この情報に関しては政府と諸個人との間の非対称性が存在しない場合には、上記の性質を満たす配分メカニズムが存在可能である事を指摘するものであり、実質賃金率が私的情報であり、よってこの情報に関する非対称性が存在する場合については、完全な解答が出されてはいなかった。しかしながら、最新の Yamada and Yoshihara (2008) では、この私的情報の場合においても、公理 LS、公理 SIU、及び公理 PO を満たす配分メカニズムの存在を証明している。

行する可能性を意味するだけであり、ベーシック・インカム制度で実行される資源配分では就労インセンティブが損なわれるが故に、労働供給の過少が問題となると主張できる根拠は無いと言わざるを得ない。

3. ベーシック・インカム制度の所得税ルール

前節で論じてきた配分メカニズムは、各個人の効用関数と労働スキルの特性 (u_i, w_i) に関して、政府と諸個人の間で情報の非対称性が存在する状況において、誘因両立的にベーシック・インカムの所得再分配を遂行する性質を持っていた。そこでは、各個人の労働時間供給は当該社会で調査可能とされており、その種のモラルハザード問題に関しては政府と諸個人との情報の非対称性問題は存在しないファースト・ベストの状況を想定していた。しかしながら、国民国家レベルでの資源配分問題を考える場合には、政府は各個人の労働供給量に関する真の情報を捕捉し得ないと想定すべきだろう。とはいえ、政府は各個人 i の事前的所得 $W_i \equiv w_i l_i$ の情報に関しては補足し得る。他方、政府は当該社会における効用関数と労働スキルの分布に関する情報については捕捉できると仮定する。つまり当該社会において、消費に関するいかなる選好を持った人々がどのくらいの割合存在するか、どの程度の労働スキルを持った諸個人がどのくらいの割合存在するか、等々の情報については調査によって捕捉可能と想定される。しかしながら、依然として政府は個々人の効用関数と労働スキルの特性 (u_i, w_i) に関しては、真の情報を捕捉出来ないと想定される。各個人のそのような情報捕捉の制約条件が課された**セカンド・ベストの問題**設定下での実行可能なベーシック・インカム制度を、本節では1つの所得税ルールとして定式化してみよう。

任意の事前的所得 $W \geq 0$ に対してある事後的所得を割り当てる関数 $\tau: \mathbf{R}_+ \rightarrow \mathbf{R}_+$ を**所得税ルール**と言う。ここで任意の経済環境 $e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ が与えられたとき、各個人 i に関して、事前的所得とコーン消費量(=事後的所得)に関する選好を表す新たな効用関数 u_i^* を以下の様に定義する:

$$\forall (W, y), (W', y') \in [0, w_i] \times \mathbf{R}_+, u_i^*(W, y) \geq u_i^*(W', y') \Leftrightarrow u_i\left(\frac{W}{w_i}, y\right) \geq u_i\left(\frac{W'}{w_i}, y'\right). \quad (6)$$

ここで、任意の経済環境 $e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ において、所得税ルール τ が所与の下で、事前的所得

とコーン消費に関するある配分 $(W_i, \tau(W_i))_{i \in N}$ に関して、以下の条件:

$$\forall i, j \in N, u_i^*(W_i, \tau(W_i)) \geq u_i^*(W_j, \tau(W_j)) \text{ or } W_j > w_j \quad (7)$$

が成立するとき、**配分 $(W_i, \tau(W_i))_{i \in N}$ は誘因両立性条件を満たす**と言われる。ここで、そも

そも事前的所得のプロフィール $(W_i)_{i \in N} \in \mathbf{R}_+^n$ が、各個人 i に関する以下の問題:

$$\max_{W \in [0, w_i]} u_i^*(W, y) \quad \text{s.t.} \quad \tau(W) = y.$$

の解のプロフィールであるとき、それに対応する配分 $(W_i, \tau(W_i))_{i \in N}$ が $\sum_{i \in N} \tau(W_i) \leq \sum_{i \in N} W_i$ を満たすとき、これらの配分を遂行させる所得税ルール τ は**実行可能所得税ルール**と言われる。他方、この配分 $(W_i, \tau(W_i))_{i \in N}$ が(7)式を満たすならば、これらの配分を遂行させる所得税ルール τ は**誘因両立的所得税ルール**と言われる。

ところで、なぜ(7)式は誘因両立性条件を表すのであろうか？(7)式が満たされない状態は、 $W_j \leq w_i$ かつ $u_i^*(W_i, \tau(W_i)) < u_i^*(W_j, \tau(W_j))$ である。つまり、最大限 w_i だけの事前的所得を稼ぐ能力のある個人 i は、個人 j が稼ぐ事前的所得水準 W_j を、労働供給時間の適当な調整によって自ら稼ぐ事が可能であり、しかもその方がより多くの課税後所得を見込めるために得となる、という状況である。もしそのような状況が可能であるとしたら、個人 i は自分の本来の稼働能力を十分に発揮せず個人 j であるかの如く W_j しか稼ごうとしなくなるだろう。すなわち、政府は当該社会における労働スキルと効用関数の分布についての情報は把握していても、各個人の労働スキルと効用関数についての真の情報 $(u_i, w_i)_{i \in N}$ を把握できない事を利用して、情報操作によって得をする事が可能となる。(7)式が成立する場合の資源配分とは、そのような情報操作によって得をする事が不可能な状態であり、各個人は己の真の効用関数と労働スキルに基づいて、自分にとっての最善な労働時間供給の選択を行わざるを得ない。その意味で誘因両立的なのである。

我々は、誘因両立的な実行可能所得税ルールに関心の対象を絞り、そのような税ルールであって、前節で論じたベーシック・インカム制度の規範的基準であった公理 SIU と公理 PO に即して¹⁶最も望ましい事後的な所得再分配を実現する様な税ルールを構成する問題を考えたい。ここで任意の経済環境 $e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ に関して、**効用関数 u_i は効用関数 u_j よりもより低い働く意欲を表している**とは、任意の $(l_i, y_i), (l_j, y_j) \in [0, 1] \times \mathbf{R}_+$ に関して、

$$[l_j > l_i \ \& \ u_i(l_j, y_j) \geq u_i(l_i, y_i) \Rightarrow u_j(l_j, y_j) > u_j(l_i, y_i)],$$

¹⁶ ここで公理 LS について言及しないのは、所得税ルールは一般に、そもそも諸個人の労働供給の選択後に執行される再分配メカニズムである事から、労働時間決定に関する主権という性質は自動的に満たされている、と言えるからである。

$$\& [l_j < l_i \ \& \ u_j(l_j, y_j) \geq u_j(l_i, y_i) \Rightarrow u_i(l_j, y_j) > u_i(l_i, y_i)] \quad (8)$$

【図 2 挿入】

が成り立つときである。これは、2つの効用関数に対応してそれぞれ描かれる任意の2つの無差別曲線は、高々一度交差するという性質を意味する。このとき、効用関数 u_i と u_j は単一交差性条件を満たすと言う。

以下では議論の簡単化の為に、2人からなる社会の資源配分問題を考察し、与えられた経済環境 $e = (u_i, w_i)_{i \in N}$ において、 $w_1 < w_2$ かつ、効用関数 u_1 は効用関数 u_2 よりもより低い働く意欲を表している状況を想定しよう。労働供給ゼロのときに受け取る事後的所得のプロフィール $\mathbf{y}^* = (y_1^*, y_2^*) \in \mathbf{R}^2$ であって、 $y_1^* + y_2^* = 0$ となるものを任意に取り上げよう。そのとき、個人1と個人2の予算集合は、 $B(w_1, y_1^*)$ 及び $B(w_2, y_2^*)$ として定義される。この予算集合のプロフィール所与の下で、各個人 $i=1,2$ の予算集合内での効用最大化問題の解

$$z_i(\mathbf{y}^*) = \arg \max_{z \in B(w_i, y_i^*)} u_i(z)$$

によって構成される配分 $\mathbf{z}(\mathbf{y}^*) \equiv (z_1(\mathbf{y}^*), z_2(\mathbf{y}^*))$ は、経済環境 e における1つのパレート効率的配分である。そのようにして定まるパレート効率的配分の集合は

$$P^*(e) \equiv \{ \mathbf{z}(\mathbf{y}^*) \mid \exists \mathbf{y}^* \in \mathbf{R}^2 : y_1^* + y_2^* = 0 \}$$

で記そう。ここで以下のような問題を考えよう：

$$\min_{z \in P^*(e)} u_2(z_2) - u_2\left(\frac{w_1 l_1}{w_2}, y_1\right) \quad \text{s.t.} \quad u_2(z_2) \geq u_2\left(\frac{w_1 l_1}{w_2}, y_1\right). \quad (9)$$

すなわち、より恵まれた労働スキルを持つ個人2の誘因両立性を制約条件として、個人1と個人2の消費ベクトルから得られる厚生差を個人2の効用関数で評価して、集合 $P^*(e)$ に属する資源配分の中で最小化する問題である。この問題(9)の解を、 $\mathbf{z}^{\min} \in P^*(e)$ で表す事にしよう。この配分においては $u_2(z_2^{\min}) = u_2\left(\frac{w_1 l_1^{\min}}{w_2}, y_1^{\min}\right)$ が成立している。ここで、 $l_1^{\min} > l_2^{\min}$

の場合であれ、 $l_1^{\min} < l_2^{\min}$ の場合であれ、 $u_2(z_2^{\min}) = u_2\left(\frac{w_1 l_1^{\min}}{w_2}, y_1^{\min}\right)$ であるときに、同時に

$w_2 l_2^{\min} > w_1$ であるか、もしくは $u_1(z_1^{\min}) \geq u_1\left(\frac{w_2 l_2^{\min}}{w_1}, y_2^{\min}\right)$ が成立している。したがって、配分 \mathbf{z}^{\min} は誘因両立性条件を満たす。¹⁷ 同様にこの配分は集合-包含的非優越性の性質を持つ

¹⁷ この配分はまた、全ての個人にとって、所得税ルールに基づく資源配分プロセスに参加しない事によって事前的所得

事も確認されよう。以上より、この配分はベーシック・インカム制度によって実現すべき資源配分としての資格を有していると言える。さらにこの配分を最適配分として実行するような所得税ルールを構成できるならば、そのようなルールは実行可能かつ誘因両立的である事を確認できる。

【図 3 挿入】

【図 4 挿入】

そのような所得税ルール τ^{\min} は、以下の様にして構成される。第一に、 $W_i^{\min} \equiv w_i l_i^{\min}$ と表記すれば、 $\tau^{\min}(W_1^{\min}) = y_1^{\min}$ かつ $\tau^{\min}(W_2^{\min}) = y_2^{\min}$ とする。第二に、効用関数 u_i^* に関してベクトル (W_i^{\min}, y_i^{\min}) 上の無差別曲線

$$I_i^*(W_i^{\min}, y_i^{\min}) \equiv \{(W, y) \in [0, w_i] \times \mathbf{R}_+ \mid u_i^*(W, y) = u_i^*(W_i^{\min}, y_i^{\min})\}$$

を定義する。また、個人 1 と個人 2 の無差別曲線 $I_1^*(W_1^{\min}, y_1^{\min})$ と $I_2^*(W_2^{\min}, y_2^{\min})$ の包絡線

$$E(\mathbf{W}^{\min}, \mathbf{y}^{\min}) \equiv \{(W, y) \in [0, w_2] \times \mathbf{R}_+ \mid \exists (y_1, y_2) : (W, y_i) \in I_i^*(W_i^{\min}, y_i^{\min}) (\forall i=1,2) \ \& \ y = \min\{y_1, y_2\}\}$$

を定義する。所得税ルール τ^{\min} は、任意の $W \in [0, w_2]$ に対して、 $(W, y) \in E(\mathbf{W}^{\min}, \mathbf{y}^{\min})$ となる y に関して、 $\tau^{\min}(W) = y$ と定義される。¹⁸

【図 5 挿入】

この所得税ルール所与の下で各個人は、経済環境 e において、以下の問題を解く：

$$\max_{W \in [0, w_i]} u_i^*(W, y) \quad \text{s.t.} \quad \tau^{\min}(W) = y.$$

この問題の最適解は、各個人それぞれ z_1^{\min} 及び z_2^{\min} となっている。また、このとき、実行可能条件 $\sum_{i=1}^2 \tau^{\min}(W_i^{\min}) = \sum_{i=1}^2 y_i^{\min}$ が満たされる為、 τ^{\min} は実行可能である。さらに、配分 \mathbf{z}^{\min} が誘因両立性条件を満たす事より、 τ^{\min} は誘因両立的所得税ルールである。以上より、経済環境 e において、実行可能な誘因両立的所得税ルール τ^{\min} の下で、配分 \mathbf{z}^{\min} が最適解として遂行される。配分 \mathbf{z}^{\min} の性質より、我々は τ^{\min} を経済環境 e におけるベーシック・インカム制度と見做す事が出来るであろう。以上の議論は 2 人社会を前提していたが、その議論は 2 人以上の構成員からなる任意の n 人社会にも容易に拡張できる。

以上の議論より、政府が個々人の労働時間供給量を観察できないというセカン

もコーン消費量もゼロとなるようなケースよりも、望ましい結果を齎すという意味で、**参加制約条件**(あるいは**個人合理性条件**)をも満たしている。この性質は、ここで想定されている各個人の効用関数が境界条件を満たすという仮定によって保証されている。

¹⁸ 各個人の無差別曲線の包絡線を定義して所得税ルールを構成する手法は、Fleurbaey and Maniquet (2006)によって提唱されている。

ド・ベスト的問題設定の下であっても、誘因両立的で実行可能な所得税ルールを構想することが出来て、そのルールの下で遂行される最適資源配分はベーシック・インカム制度が実現すべき配分としてふさわしいと言えよう。この配分の遂行において就労インセンティブが損なわれているとは主張し得ない点については、前節のファースト・ベスト的問題設定の場合と同様の説明が適用されよう。このように見てくると、ベーシック・インカム制度は、少なくとも本稿で考察したような閉鎖経済モデルにおいては、十分に実行可能な経済制度であると言えよう。この制度の実行において考えられる残された困難は、1つは政治的な実現困難性であろう。また、資本(及び場合によっては労働)の国際移動が自由化された開放経済モデルにおいて、本稿で構想したようなベーシック・インカム制度のパフォーマンスがいかなる影響を受ける事になるのかについても、ここでは考察していない。また、より実践的な課題としては、先月号で論じた実質的機会の平等原理に基づく教育政策・人的資本投資政策とベーシック・インカム制度に基づく所得再分配政策との間の「最適な予算配分」の問題についても考えなければならないだろう。今月号の本稿のトピック自体も含めて、これらは尚、現在進行形の課題である。しかしながら、新自由主義的な経済政策の限界が一般的にも認知されつつある現在、代替的な福祉国家的制度及び政策の為の理論的研究・提言は、社会的には重要な課題の1つであると思われる。こうした課題に、格差化・貧困化が言及される現代社会の問題に関心を持つ社会科学の学徒たちのより多くが興味を持って取り組んで行かれる事を期待して、本連載をここに閉じる事としたい。

参考文献

- Fleurbaey, M. and Maniquet, F. (1996): "Fair Allocation with Unequal Production Skills: the No-Envy Approach to Compensation," *Mathematical Social Sciences* **32**, pp. 71-93.
- Fleurbaey, M. and Maniquet, F. (2006): "Fair Income Tax," *Review of Economic Studies* **73**, pp. 55-83.
- Foley, D. (1967): "Resource Allocation and the Public Sector," *Yale Economic Essays* **7**, pp. 45-98.
- Nozick, R. (1974): *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell. (嶋津格訳, 『アナーキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89)
- Rawls, J., 1971: *A Theory of Justice*, Harvard Univ Press, Cambridge.

Van Parijs, P. (1995): *Real Freedom for All: What (if Anything) can Justify Capitalism*, Oxford University Press, Oxford.

Yamada, A. and Yoshihara, N. (2007): “Triple Implementation in Production Economies with unequal skills by Sharing Mechanisms,” *International Journal of Game Theory* **36**, pp. 85-106.

Yamada, A. and Yoshihara, N. (2008): “Implementation of Fair Allocation Rules in Production Economies with unequal skills,” *mimeo*.

奥野正寛・鈴村興太郎(1988): 『ミクロ経済学 II』(岩波書店).

清野一治(2008): 「政治・経済学のためのゲーム理論入門」, 『経済セミナー』7~10月号.

後藤玲子・吉原直毅(2004): 「『基本所得』政策の規範的経済理論 『福祉国家』政策の厚生経済学序説」, 『経済研究』第55巻第3号, pp. 230-244.

塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子 編 (2004): 『福祉の公共哲学』(東京大学出版会).

宮本太郎(2004): 「就労・福祉・ワークフェア」(塩野谷・鈴村・後藤編(2004); 第12章), pp. 215-34.

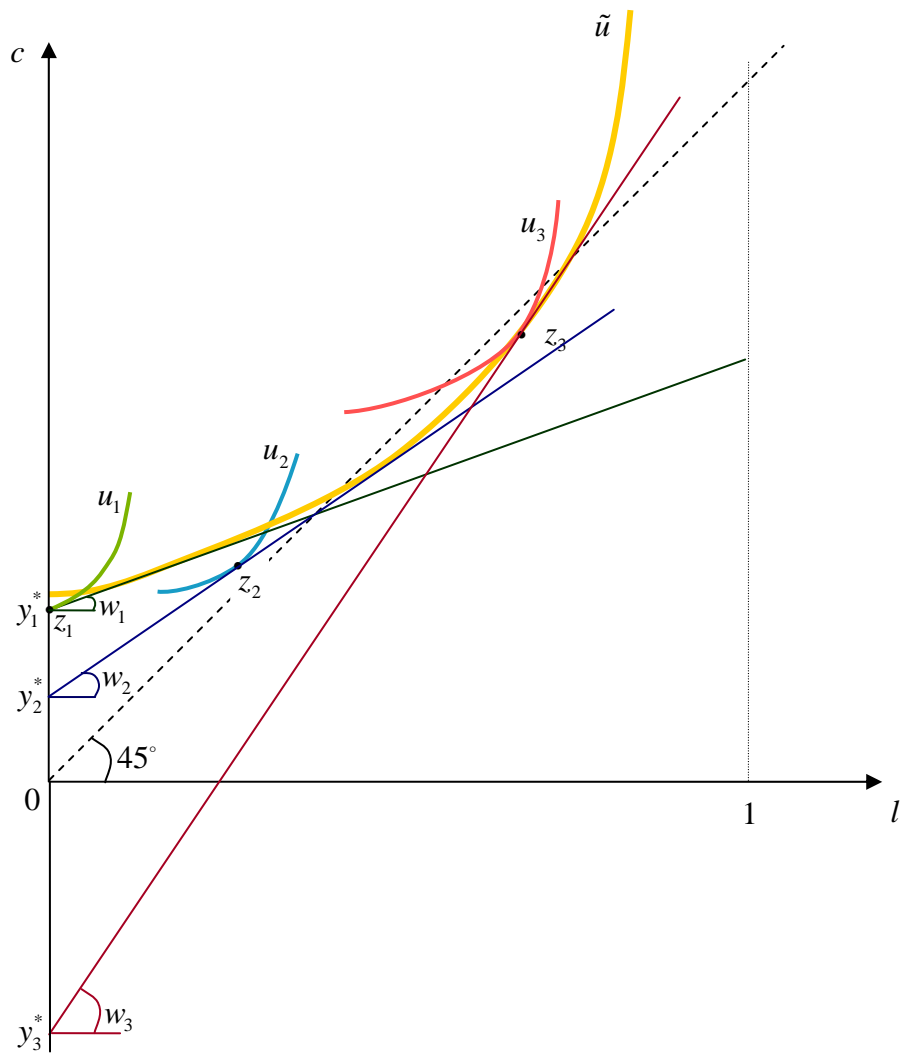


图 1: \tilde{u} ·参照厚生等価の配分

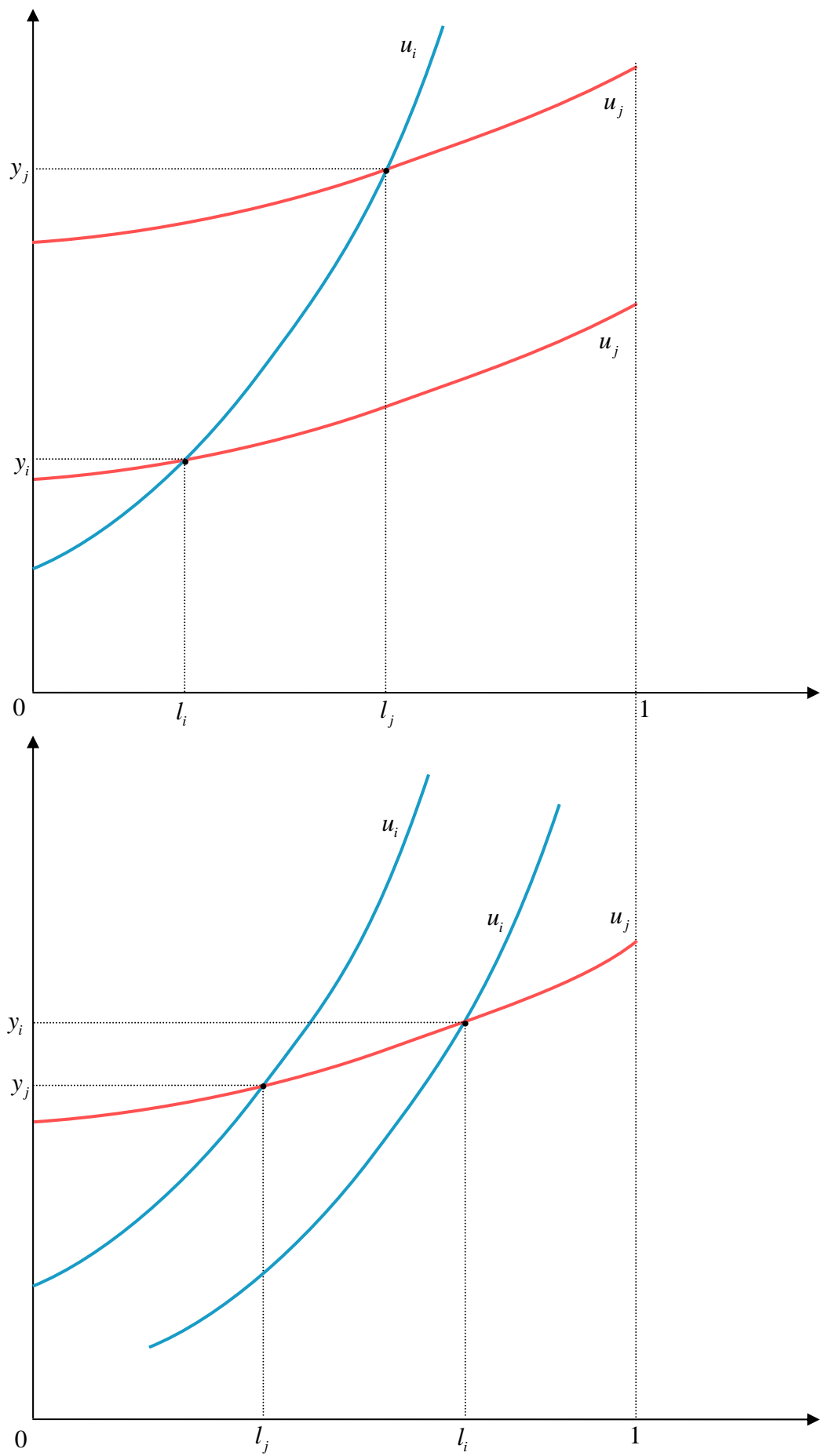


図 2: 効用関数 u_i は効用関数 u_j よりも低い働く意欲を表す

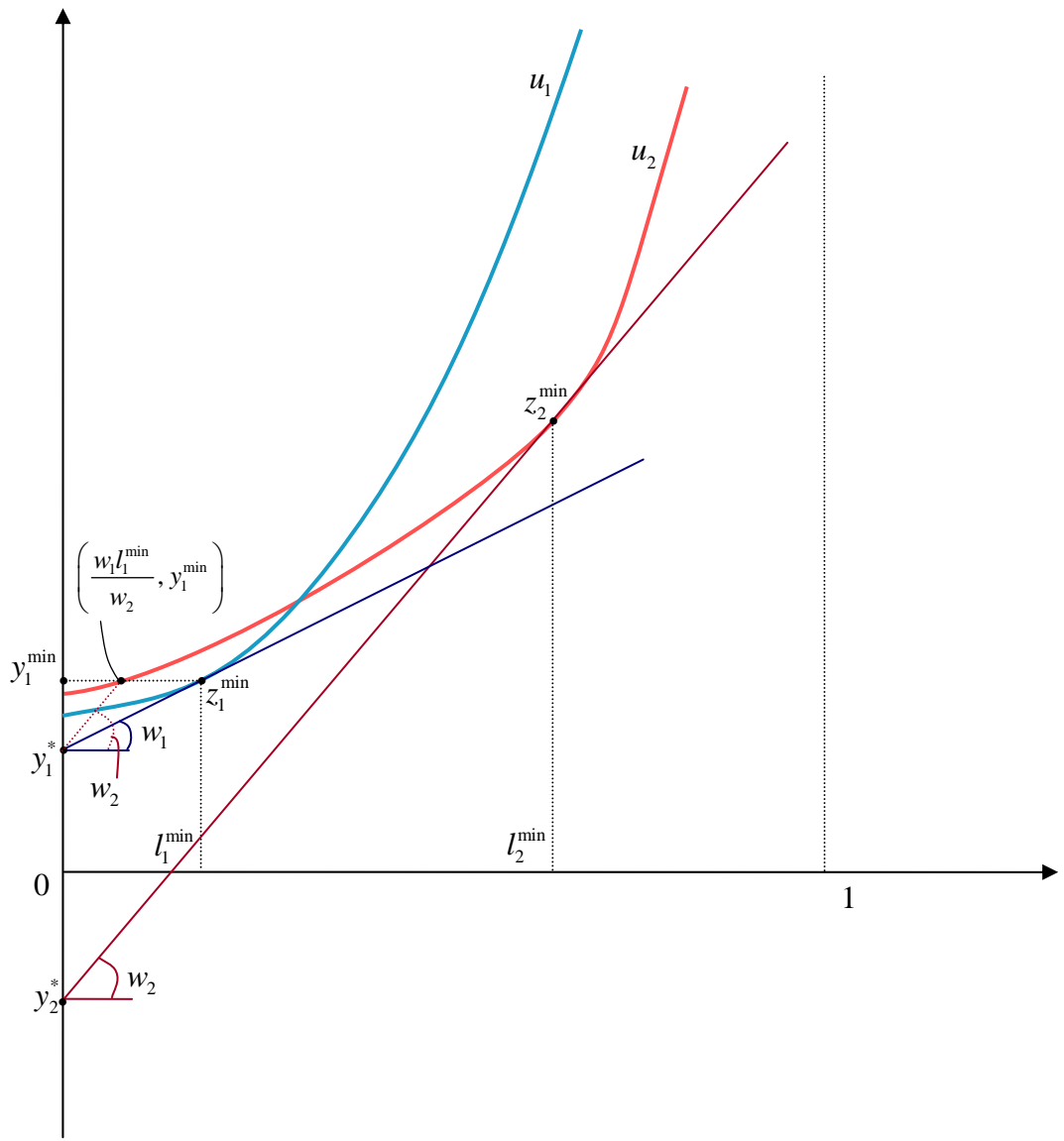


図 3: $z^{\min} = (z_1^{\min}, z_2^{\min})$ はパレート効率的かつ誘因両立性条件を満たす

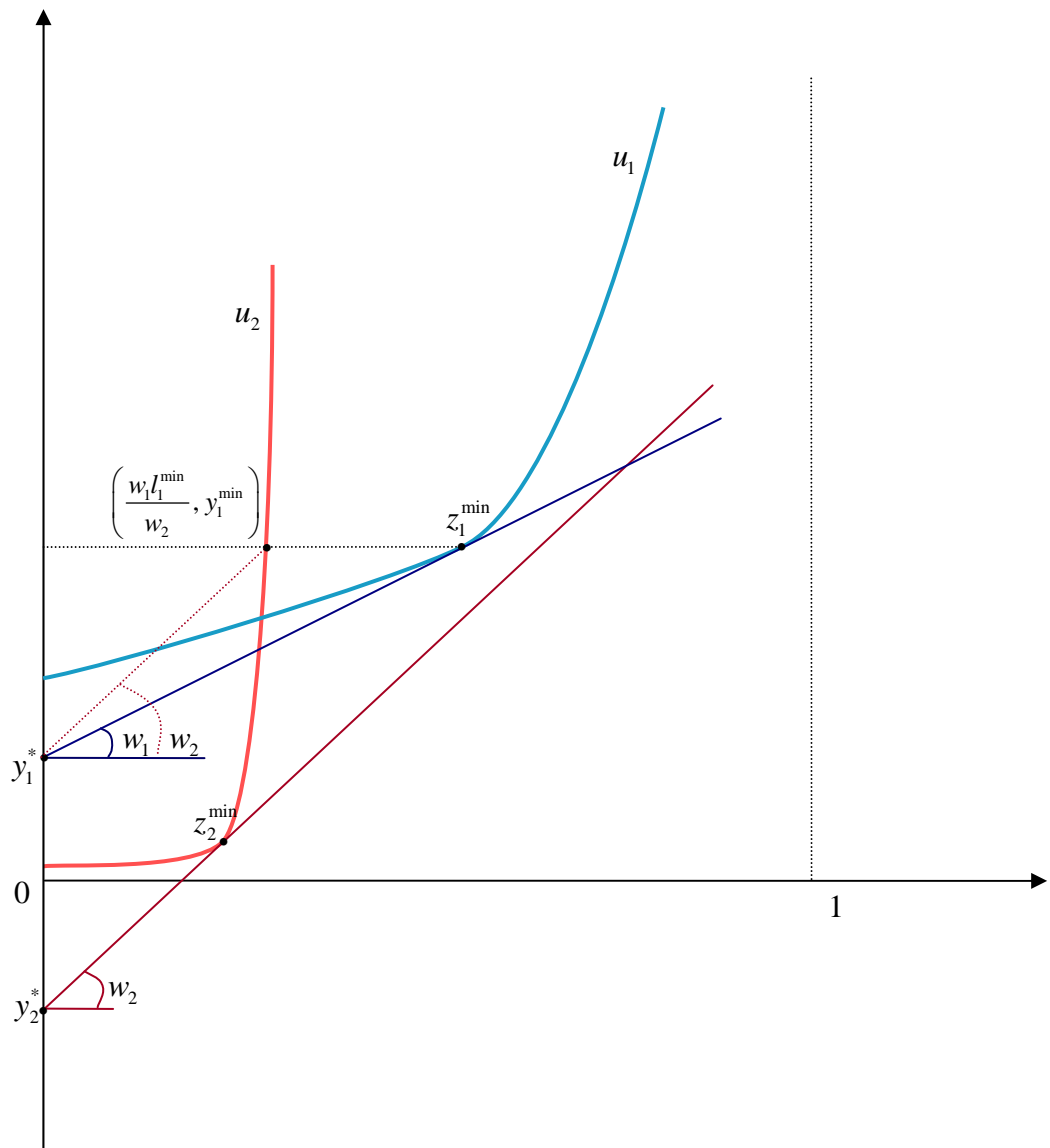


図 4: $z^{\min} = (z_1^{\min}, z_2^{\min})$ はパレート効率的かつ誘因両立性条件を満たす

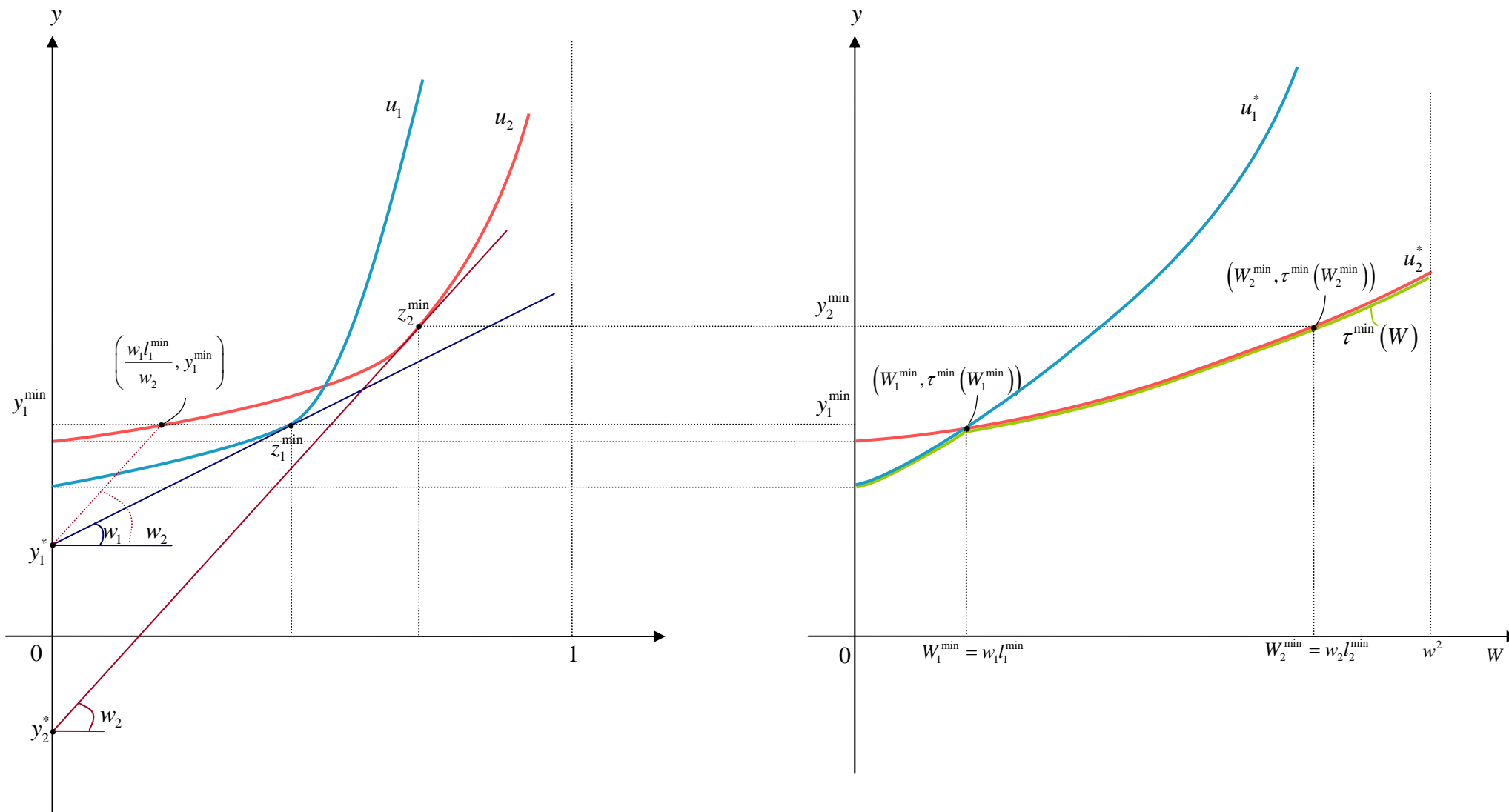


図5: 配分 z^{\min} を最適解として遂行する所得税ルール τ^{\min} の構成